

下記のような学校感染症の疑いのある場合は、必ず医師の診断を受け、登校許可を得てから学校に登校してください。学校感染症の診断を受け学校を休む場合は、必ず連絡をお願いします。

なお、学校感染症は出席停止扱いとなりますので、下の証明書欄に医師の印をもらって、担任に提出してください。 *出席停止期間の基準：平成 27 年改正の学校保健安全法施行規則による。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう ●南米出血熱 ●ペスト ●マールブルグ熱 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎 ●ジフテリア ●SARS ●MERS ●特定鳥インフルエンザ ●「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで。
第二種	●インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	●百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	●麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで。
	●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	●風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	●水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。
	●咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
第三種	●結核 ●髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。
	●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症(溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症 等)	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで。

・き……り……と……り

治癒証明書

大妻中学高等学校 殿

中学・高校 年 組 番 氏名

病 名

期 日 令和 年 月 日 より

令和 年 月 日 まで

上記疾病の治療したことを証明いたします。 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印